



発行 新潟県

第 61 号
平成27年8月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1062 鳥獣保護区の存続期間更新（環境企画課）
- 1063 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1064 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1065 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1066 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1067 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1068 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 1069 保安林の指定予定（治山課）
- 1070 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 1071 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1072 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1073 公共測量の実施通知（監理課）
- 1074 道路の区域変更（道路管理課）
- 1075 道路の供用開始（道路管理課）
- 1076 道路の区域変更（道路管理課）
- 1077 道路の供用開始（道路管理課）
- 1078 道路の区域変更（道路管理課）
- 1079 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）



◎新潟県告示第1062号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、愛宕山、吉津、麒麟山、西山、宮寄上、権現堂、いもり池、八石山、竜ヶ窪、小滝、清瀧、五十公野公園、貝屋、松浦、加茂山、山部、真野公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 愛宕山鳥獣保護区

(1) 区域

五泉市旧村松町地内愛宕神明神社を起点とし、遊歩道見はらしの道を南東に進み愛宕山サイクリング道路との交点に至る。ここから同道路を北西に進み、勘六堤脇を通り大沢北尾根との交点に至る。ここから同尾根を東に登り、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、アオサギ、トビをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 吉津鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町吉津地内のJR磐越西線御前トンネル東側入口を起点とし、阿賀野川左岸を南に進み、谷沢川との合流点(北部)に至る。ここから同川左岸を西に進み、県道三川インター線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、JR磐越西線を越え町道吉津線との交点に至る。ここから北西に進み阿賀野川左岸に至る。ここから同川左岸を北から東に更に南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、針葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、サンショウクイ、ヒヨドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 麒麟山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町地内の国道459号線城山トンネル津川口を起点とし、麒麟山登山道路を西に進み常浪川右岸に至る。ここから同川右岸を北西に進み、阿賀野川との合流点に至る。ここから同左岸を東に進み、国道459号線城山トンネル鹿瀬口に至る。ここから同国道を東に進み、鹿瀬地区一本杉地内で変電所・松坂峠を経て国道459号線城山トンネル津川口に至る道路との交点に至る。ここから同道路を南から西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、タヌキ、ウサギをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 西山鳥獣保護区

(1) 区域

東蒲原郡阿賀町九島字地蔵屋敷地内の高出地内に通じる山道と町道日光線との交点を起点とし、同町道を北に進み西山地内に入り、林道弘川線との交点に至る。ここから更に同林道を東に進み、弘川地内に至る。ここから町道長木弘川線を東に進み、ワラダ松峠を経て町道深沢線との交点に至る。ここから同町道を南西に進み、山道を経て、町道日光線との交点に至る。ここから同町道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、混合林など林相の変化に富む地域であり、アオゲラ、コゲラをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 宮寄上鳥獣保護区

(1) 区域

加茂市宮寄上地内の市道小乙線と県道宮寄上加茂線との交点を起点とし、同県道を南東に進み、市道小俣線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、中央ハイキングコースへの取付道路との交点に至る。ここから同道路を北東に進み、中央ハイキングコースとの交点に至る。ここから同コースを東に進み、粟ヶ岳中央登山道との交点に至る。ここから同登山道を北に進み、第二貯水池左岸の歩道に至る。ここから同歩道を東に進み、砥沢出合に至る。ここから加茂川を横断し、林道大俣線に至る。ここから同林道を西に進み、ユガ沢出合に至る。ここからユガ沢を北に進み、東南に延びる稜線に至る。ここから小乙に通じる歩道へ向かって北に進み、同歩道に至る。ここから同歩道を西に進み、林道小乙線の終点に至る。ここから同林道を西に進み、市道小乙線の終点に至る。ここから同市道を西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、スギ造林地やスギなどの針葉樹とコナラ、ミズナラなどの広葉樹との混交林があり、林相の変化に富む地域であるとともに、加茂川の水源地ともなっている。ツキノワグマ、ヨタカ、サンショウクイをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 権現堂鳥獣保護区

(1) 区域

魚沼市内(旧広神村と旧守門村界)にある下権現堂山(標高896.6メートル)、上権現堂山(標高997.7メートル)及び唐松山(標高1,079.3メートル)を結ぶ稜線から距離500メートルの区域内一円。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊でありながら標高1,000メートル前後の急峻な山々と沢で構成される地域であり、

オオルリ、キビタキ、センダイムシクイなど森林性の鳥をはじめ、サンショウクイ、キセキレイ、猛禽類のノスリ、大型哺乳類のツキノワグマなど多様な鳥獣類が生息する。また、渡りの時期には渡り鳥が多く観察され、それらの通過点としても重要な区域である。

近時、豊かな森林資源を活かした地域開発が進み、林道の開設や森林の伐採が付近一帯で進行しており、開発と保護の均衡を適正に図る必要が生じていることから、保護の視点で開発に一定の抑止力も必要であることから、当該地域を鳥獣保護区に指定し、鳥獣類の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視により静謐な環境の保持を図る。

また、関係行政機関との協議を通じ開発と自然環境維持の均衡を図り、鳥獣の安定した生息に悪影響を及ぼさないよう努める。

また、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

7 いもり池鳥獣保護区

(1) 区域

妙高市池の平温泉地内の県道池の平妙高温泉線と市道池の平温泉南北線の交点を起点とし、同市道を東に約80メートル進み市道池の平温泉6号線との交点に至る。ここから市道池の平温泉6号線を南に約320メートル進み、歩道との交点に至る。ここから同歩道を西に進み、市道池の平温泉1号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約400メートル進み、東北電力送電線下に至る。ここから同送電線に沿って約350メートル進み、田口用水に至る。ここから同用水に沿って西に進み、県道杉野沢・二俣線と市道杉野沢高原線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道杉野沢16号線との交点に至る。ここから市道杉野沢16号線を北に約100メートル進み、私道に入り北に約800メートル進み、アルペンブリック第1ペアリフト小屋に至る。ここからさらに北に約250メートル進み、市道池の平温泉中央線の起点に至る。ここから同市道を東に約400メートル進み、市道池の平温泉南北線との交点に至る。ここから市道池の平温泉南北線を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、大部分が広葉樹林、針葉樹林等で占めている。また、春にはミズバショウ、夏にはヨシが群生する。カルガモをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、市民の憩いの場として活用を図る。

8 八石山鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市大字善根地内の市道柏崎17-100号線と善根神社に通じる市道柏崎17-80号線との交点を起点とし、ここから市道柏崎17-80号線を北に進み善根神社に至る。ここから久之木峠に通じる登山道を東に進み、久之木峠で柏崎市と長岡市との市界に至る。ここから同市界を南に進み、八石山山頂を経て石川峠で県道田代小国線に至る。ここから同県道を北西に進み、石川峠橋に至る。ここから見通し線で北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、八石山（標高518メートル）の豊かな自然環境の中にあり、サンショウクイ、サンコウチョウ、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

9 竜ヶ窪鳥獣保護区

(1) 区域

中魚沼郡津南町大字谷内地内の県道加用今新田津南停車場線と町道谷内高野山線との交点を起点とし、ここから同町道を南に進み町道天上山横根線との合流点を南下し、農道横根下穴藤線との交点に至る。ここから同農道を南西に進み横根地内で町道相吉高野山線との交点に至る。ここから同町道を北に進み相吉地内で県道加用今新田津南停車場線との交点に至る。ここから同県道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ハチクマをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

10 小滝鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大字大所地内の県道入の平白馬線と林道山之坊線との交点を起点とし、同県道を南に進み木地屋集落を経て同県道終点に至る。ここから林道白池線に入り同林道を南に進み白池に至る。ここから白池の北岸から西岸に沿って進み、更に南に進み五月池に至る。ここからウド川右岸を北西に進み大所川に至る。ここから同川右岸を北に進み、林道山之坊線に至る。ここから同林道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、全国的にも数少ないオシドリ繁殖地の白池周辺を含み、オオタカ、サンショウクイなどの希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

11 清潟鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市人橋地内の市道外新田二ツ山線と市道外新田道4号線との交点を起点とし、市道外新田二ツ山線を北北西に約450メートル進み、市道清潟2号線との交点に至る。ここから同市道を北西に約240メートル進み、北北東に向かう農道との交点に至る。ここから北北東に向かう農道を約110メートル進み、北北西に向かう農道との交点に至る。ここから北北西に向かう農道を約100メートル進み、北東に向かう農道との交点に至る。ここから北東に向かう農道を約260メートル進み、市道清潟道線との交点に至る。ここから同市道を約320メートル進み、市道外新田道4号線との交点に至る。ここから同市道を南南東に約600メートル進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、オオバン、マガンをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

12 五十公野公園鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市五十公野地内の県道八幡新田島潟線と巴山寺裏水路の交点を起点とし、同県道を北に約550メートル進んだ地点を右折しカトリック教会墓地を迂回し、升潟北西側を通り五十公野公園区域沿いに進み、有田病院及び「いいでの里」裏に至る。ここから五十公野公園区域東側を南に進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから同市道を北北東へ約250メートル進み、用水路との交点に至る。ここから用水路を南西に進み、下新保集落に至る。ここから同集落西側山沿いを南に約300メートル進み、更に南西に約200メートル進み土砂流出防備保安林区域に至る。ここから同保安林区域の外周沿いに約300メートル南下し、ここから東へ約150メートル進み千光寺に至る。ここから防備保安林区域の外周沿いに市立東中学校、老人福祉センター金蘭荘、豊田神社西側及び古四王神社入口を進み、「のぞみの家福祉会のぞみ工房」に至る。ここから「のぞみ工房」との敷地境界を北北東に約30メートル進み、市道五十公野岩井戸石喜線に至る。ここから五十公野公園区域沿いに北に約250メートル進み県立村上特別支援学校いじみの分校裏の山に至り、ここから山沿いに北北西に約350メートル進み水路に至る。ここから北に約80メートル進み、ゲートボールコートに至る。ここから西に約150メートル進み、巴山寺に至る。ここから巴山寺東側外周を約200メートル進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、コハクチョウ、マガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼があり、多数の渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

13 貝屋鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市貝屋地内神明神社入口を起点とし、ここから耕地界に沿って北東に進み貝屋川に至る。ここから同川右岸を東に約220メートル進む。ここから南西に約240メートル進み、貝屋集落共有墓地東端で市道桜公園線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道貝屋寺沢線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、楡形山脈の西麓部の神明神社を中心とした区域で大半が広葉樹林からなり、キジ、オオルリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 松浦鳥獣保護区

(1) 区域

新発田市松岡地内の国道290号と市道松岡本線との交点を起点とし、ここから同市道を東に約300メートル進み農道との交点に至る。ここから同農道を南に進み、用水を越え更に同農道を約150メートル進み山道の入口に至る。ここから同山道を南西に進み、旧県道に至る。ここから同旧県道を北西に進み、国道290号との交点に至る。ここから同国道を北から北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、学校愛護林として野鳥愛護活動が行われていた地域であり、カワラヒワ、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

15 加茂山鳥獣保護区

(1) 区域

加茂市上町地内の諏訪神社参道入口を起点とし、ここから同参道を南に進み諏訪神社前に至る。ここから加茂山公園内を南西に向かって伸びる遊歩道を進み剣が峰に至る。ここから同公園内を北に向かう遊歩道を進み、翁杉に至る。ここから更に遊歩道を進み、雪椿園、児童遊園地を経て市道社家線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道穀町小橋線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道谷通線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成47年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地のほぼ中央に位置する標高約100メートルの小丘陵地である。メジロをはじめとし、キビタキ、サンコウチョウなどの多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

16 山部鳥獣保護区

(1) 区域

上越市板倉区山部地内の市道山部線と上江用水との交点上の上江橋を起点とし、同市道を南に進み市道孤立・機織線との交点に至る。ここから同市道を南に900メートル進み、同市道と私道との交点に至る。ここから同私道を西に進み、通称谷内沢に至る。ここから同沢を北に進み、耕地界（田畑）を経て上江用水の東沖橋に至る。ここから同用水を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、板倉区山部集落南部の樹林帯であり、ヒヨドリ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、近隣に愛鳥モデル校があることから、自然とのふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

17 真野公園鳥獣保護区

(1) 区域

佐渡市真野地内の真野公園（真野宮、佐渡歴史伝説館を含む。）一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月 1 日から平成37年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、桜をはじめとする多種の樹木が植栽され、また真野宮境内に大樹がなる地域であり、モズ、イカルをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

公園管理者の協力を得ながら定期的に巡視を実施するなどにより、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第1063号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成27年 8 月 7 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
ことり薬局	長岡市琴平1丁目2-2	精神通院医療	平成27年 8 月 1 日
ウエルシア薬局上越本町店	新潟市上越市本町4-4-8	精神通院医療	平成27年 8 月 1 日
訪問看護ステーション みのり	上越市大字京田134番地1	精神通院医療	平成27年 8 月 1 日

◎新潟県告示第1064号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成27年 8 月 7 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
有限会社佐渡薬品	佐渡市新穂94-2	精神通院医療	平成27年8月1日
ウエルシア薬局吉田店	燕市吉田3719番地1	精神通院医療	平成27年8月1日
どんぐり調剤薬局	阿賀野市岡山町1254-26	精神通院医療	平成27年8月1日
ウイスタリア村上薬局	村上市村上3830番2	精神通院医療	平成27年8月1日

◎新潟県告示第1065号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
エイケン堂薬局	長岡市台町1丁目8番1号	精神通院医療	平成27年7月4日

◎新潟県告示第1066号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ことり薬局	長岡市琴平 1丁目2-2	育成医療・更生医療	平成27年8月1日
ウエルシア薬局 上越本町店	上越市本町 4-4-8	育成医療・更生医療	平成27年8月1日

◎新潟県告示第1067号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
----	----	-----------	-------

エイケン堂薬局	長岡市台町 1丁目8番1号	育成医療・ 更生医療	平成27年7月4日
---------	------------------	---------------	-----------

◎新潟県告示第1068号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	2者	江南区横越字上郷229番1ほか11筆 1.2ha
五泉市	1者	田向103番ほか4筆 0.4ha
十日町市	3者	仁田579番ほか11筆 1.3ha
津南町	2者	大字上郷宮野原1520番ほか12筆 2.0ha
糸魚川市	3者	小見大地田88番2ほか22筆 2.5ha
合計	11者	65筆 7.3ha

2 申請年月日

平成27年7月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市桑川字堂ナラシ 971の69から971の73まで、971の76、971の77、971の79から971の81まで、971の83から971の102まで、971の104から971の109まで、971の111から971の114まで、字平滝沢 973の13、973の17から973の41まで、字中沢 974の1、974の3、974の7、974の8、974の10から974の15まで、974の17から974の25まで、974の27、974の28、974の30から974の41まで、974の43、974の45、974の46、974の48、974の50から974の52まで、974の54、974の56、974の57、974の59、974の60、字新沢 975の1から975の13まで、975の16から975の20まで、975の22、975の26から975の29まで、975の31、975の33から975の35まで、975の38から975の41まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1070号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成27年8月10日から平成27年9月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
十日町市 村山昭一ほか3名	上川手	区画整理事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 規約の写し	十日町市役所	第95条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1071号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市及び燕市の一部を受益地域とする県営打越地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成27年8月10日から平成27年9月4日まで
- 縦覧に供する場所
新潟市西蒲区役所及び燕市役所
- その他
 - この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1072号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営新外谷地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成27年8月10日から平成27年9月4日まで
- 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1073号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山王・新座下地区土地改良事業共同施行代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（非補助土地改良事業 山王・新座下地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月1日から平成28年3月7日まで
- 3 作業地域 阿賀野市鳴瀬 ほか地内

◎新潟県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市字と阿み辰甲846番3から	新	7.0～29.2メートル	70.8メートル
同市字と阿み辰甲851番1まで	旧	7.0～26.4メートル	70.8メートル

◎新潟県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字と阿み辰甲846番3から同市字と阿み辰甲851番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月11日

◎新潟県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条田川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字田川卯155番から	新	7.5～14.3メートル	49.6メートル
同市字堰下卯937番まで	旧	7.5～24.6メートル	49.6メートル

◎新潟県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中条田川線
- 2 供用開始の区間
十日町市字田川卯155番から同市字堰下卯937番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月11日

◎新潟県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山之坊大峰小滝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字小滝字フケ田15200番戊から	新	5.8～33.2メートル	585.9メートル
同市大字小滝字ヒロタ5184番2まで	旧	3.2～30.0メートル	591.1メートル

◎新潟県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山之坊大峰小滝線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字小滝字フケ田15200番戊から同市大字小滝字ヒロタ5184番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月7日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人名立の100年後を創造する会
- 3 代表者の氏名
久保埜 光夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市名立区瀬戸801番地2号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の豊かな自然環境の保全と整備にかかわる事業や人々の交流を促進する事業を行うことにより、もって地域の振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 観光の振興を図る活動
 - (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 環境の保全を図る活動

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、薬剤業務支援システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年8月7日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
薬剤業務支援システム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成27年11月30日（月）
 - (4) 納入場所
新潟県立津川病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成27年8月17日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成27年8月21日（金）午前11時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、歯科治療用ユニットについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年8月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

歯科治療用ユニット 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年12月28日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年8月17日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。